

令和6年度実施計画案（令和6年5月13日時点と書面決議後）の修正対照表

ページ	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（令和6年5月13日現在案）	令和6年度 兵庫県交通安全実施計画（書面決議後）	備考														
<p>P 5</p> <p>実施機関の修正漏れ反映 （更新漏れの修正）</p>	<p>(1) 道路の改築整備</p> <table border="1" data-bbox="379 386 1418 1108"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">近畿地方整備局</td> <td>ア 道路の新設・改築 名神湾岸連絡線 神戸西バイパス 名塩道路 洲本バイパス 神出バイパス 大阪湾岸道路西伸部 西脇北バイパス 加古川バイパスリニューアル 相生有年道路 姫路北バイパス 姫路バイパス</td> <td>波賀町防災 <u>兵庫2号環境対策（県）</u> <u>兵庫9号環境対策（県）</u> <u>兵庫43号環境対策（県）</u> <u>兵庫43号環境対策（市）</u> 豊岡道路 笠波峠除雪拡幅</td> </tr> <tr> <td>イ 沿道環境改善事業 国道43号環境整備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業者	事業内容	近畿地方整備局	ア 道路の新設・改築 名神湾岸連絡線 神戸西バイパス 名塩道路 洲本バイパス 神出バイパス 大阪湾岸道路西伸部 西脇北バイパス 加古川バイパスリニューアル 相生有年道路 姫路北バイパス 姫路バイパス	波賀町防災 <u>兵庫2号環境対策（県）</u> <u>兵庫9号環境対策（県）</u> <u>兵庫43号環境対策（県）</u> <u>兵庫43号環境対策（市）</u> 豊岡道路 笠波峠除雪拡幅	イ 沿道環境改善事業 国道43号環境整備		<p>(1) 道路の改築整備</p> <table border="1" data-bbox="1614 378 2653 1142"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">近畿地方整備局</td> <td>ア 道路の新設・改築 名神湾岸連絡線 神戸西バイパス 名塩道路 洲本バイパス 神出バイパス 大阪湾岸道路西伸部 西脇北バイパス 加古川バイパスリニューアル 相生有年道路 姫路北バイパス 姫路バイパス</td> <td>波賀町防災 豊岡道路 <u>豊岡道路（Ⅱ期）</u> <u>城崎道路</u> 笠波峠除雪拡幅</td> </tr> <tr> <td>イ 沿道環境改善事業 国道43号環境整備 <u>国道2号環境対策（県）</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業者	事業内容	近畿地方整備局	ア 道路の新設・改築 名神湾岸連絡線 神戸西バイパス 名塩道路 洲本バイパス 神出バイパス 大阪湾岸道路西伸部 西脇北バイパス 加古川バイパスリニューアル 相生有年道路 姫路北バイパス 姫路バイパス	波賀町防災 豊岡道路 <u>豊岡道路（Ⅱ期）</u> <u>城崎道路</u> 笠波峠除雪拡幅	イ 沿道環境改善事業 国道43号環境整備 <u>国道2号環境対策（県）</u>		<p>近畿地方整備局</p>
事業者	事業内容																
近畿地方整備局	ア 道路の新設・改築 名神湾岸連絡線 神戸西バイパス 名塩道路 洲本バイパス 神出バイパス 大阪湾岸道路西伸部 西脇北バイパス 加古川バイパスリニューアル 相生有年道路 姫路北バイパス 姫路バイパス	波賀町防災 <u>兵庫2号環境対策（県）</u> <u>兵庫9号環境対策（県）</u> <u>兵庫43号環境対策（県）</u> <u>兵庫43号環境対策（市）</u> 豊岡道路 笠波峠除雪拡幅															
	イ 沿道環境改善事業 国道43号環境整備																
	事業者	事業内容															
	近畿地方整備局	ア 道路の新設・改築 名神湾岸連絡線 神戸西バイパス 名塩道路 洲本バイパス 神出バイパス 大阪湾岸道路西伸部 西脇北バイパス 加古川バイパスリニューアル 相生有年道路 姫路北バイパス 姫路バイパス	波賀町防災 豊岡道路 <u>豊岡道路（Ⅱ期）</u> <u>城崎道路</u> 笠波峠除雪拡幅														
		イ 沿道環境改善事業 国道43号環境整備 <u>国道2号環境対策（県）</u>															
		<p>P 3 0</p> <p>実施機関の修正漏れ反映 （法令改正周知済及びP21(9)飲酒運転の根絶ウとの重複記載のため削除）</p>	<p><u>(3) 安全運転管理者業務の拡充</u></p> <p><u>ア 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存</u> <u>運転前後の運転者に対する目視等による酒気帯びの有無の確認と、確認結果の記録、保存の徹底</u></p> <p><u>イ アルコール検知器の使用</u> <u>アルコール検知器の常時有効な保持、アルコール検知器を用いた確認については、アルコール検知器の流通量不足の影響により、当分の間アルコール検知器使用義務化規定が適用されないこととなっているが、酒気帯びの有無の確認に有効なため、今後の義務化に備えた早期の準備とアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認の実施を啓発</u></p>		<p>(削除)</p>	<p>県警察本部、近畿管区警察局</p>											